

令和3年度黒石市燃油価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による燃油（ガソリン及び軽油をいう。以下同じ。）の価格の高騰により事業の運営に支障が生じている市内で運送事業等を営む事業者に対して、当該事業の維持又は継続のための支援として、予算の範囲内において支援金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(支援対象事業)

第2条 支援金の交付の対象となる事業（以下「支援対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業、同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業及び同条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業をいう。）
- (2) 貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第2種貨物利用運送事業をいう。）
- (3) タクシー事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。）
- (4) 自動車運転代行業（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業をいう。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が特に必要と認める事業

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、本店又は主たる事業所の所在地が市内にある法人又は個人事業者のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 令和3年4月1日以前から支援対象事業を主たるものとして営んで事業収入を得て、申請日時点においても事業を継続しており、かつ、支援金の受領後も事業を継続する意思があること。

(2) 次に掲げる市税等の滞納がないこと（新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い徴収が猶予されているものを除く。）。

ア 法人である場合には、交付対象者に課税されている法人市民税、固定資産税及び軽自動車税

イ 個人事業者である場合には、交付対象者に課税されている市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税（市外に住所を有する場合は、住所を有する市町村が賦課する税等を含む。）

(3) 法令及び公序良俗に反していないこと。

(4) 黒石市暴力団排除措置要綱（平成24年黒石市告示第103号）第2条第8号に規定する排除措置対象者でないこと。

(5) 支援金を交付することが適当でないと市長が判断する者でないこと。

（支援金の使途）

第4条 支援金の使途は、燃油の購入に要する費用とする。

（支援金の額等）

第5条 支援金の額は、1事業者につき20万円とする。

2 支援金の交付は、1事業者につき1回に限るものとする。

（支援金の交付申請）

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、黒石市燃油価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 令和3年4月から申請日が属する月の前月までの月ごとの売上高が分かる帳簿等の写し

(2) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し

(3) 申請者本人の身分証明書の写し

- (4) 第2条各号に掲げる支援対象事業を営むために必要な許認可を受けていることを証明する書類の写し
- (5) 本店又は主たる事業所の所在地が市内にある法人又は個人事業者であることを証明する書類の写し
- (6) 第3条第1項第2号に規定する市税等に滞納がないことを証明する書類（市外に住所を有する個人事業者に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和4年3月14日までに行うものとする。

(支援金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、黒石市燃油価格高騰対策支援金交付決定通知書（様式第2号）により交付すべき支援金の額を通知し、支援金を申請者に交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支援金を交付しないことを決定したときは、黒石市燃油価格高騰対策支援金交付申請却下通知書（様式第3号）により、その旨及び理由を申請者に通知するものとする。

4 支援金は、口座振込により交付する。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消し、返還を求めることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。